

報告第13号

健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率等を監査委員の意見を付して別紙のとおり報告する。

令和2年9月2日

調布市長 長友貴樹

健全化判断比率等

(単位：%)

| 実質赤字 比 率 | 連結実質赤字 比 率 | 実質公債費 比 率 | 将来負担 比 率 |
|--------------------|--------------------|----------------------|------------------------|
| — (1 1 . 3 3) | — (1 6 . 3 3) | 0 . 3 (2 5 . 0) | 9 . 7 (3 5 0 . 0) |
| | 資金不足 比 率 | | |
| | — | | |

備考

- 1 実質赤字額，連結実質赤字額，資金不足額又は将来負担額がない場合における当該額により算定する比率の欄については，「—」を記載している。
- 2 それぞれの比率の欄（資金不足比率の欄を除く。）の括弧内に早期健全化基準の比率を記載している。
- 3 連結実質赤字比率の欄に内訳として公営企業会計（調布市下水道事業特別会計）の資金不足比率を記載している。